

記入見本

毎月20日締め、当月末振込

【提出先】カネカ健康保険組合

被保険者又は被扶養者であるご家族が、妊娠4ヵ月(85日)以上で出産した場合に「(家族)出産育児一時金」が支給されます。(死産の場合も支給されます)産科医療補償制度加入医療機関等における妊娠22週以降の出産に対しては500,000円(令和5年3月31日以前の出産は420,000円)、該当しない場合は488,000円が支給されます(令和5年3月31日以前の出産は408,000円)。「健康保険出産育児一時金支給申請書」は、出産費用の支払に直接支払制度・受取代理制度を利用しない場合(利用予定の方が利用しなくなった場合も含む)、海外で出産した場合には、出産育児一時金を健康保険組合に申請する場合に使用します。国内での出産の場合は、「健康保険出産育児一時金支給申請書」「医療機関等から交付される代理契約に関する文書のコピー」「出産費用の領収・明細書のコピー」、申請書に医師・助産師又は市区町村長の証明を受けられない場合は、出生が確認できる書類(母子健康手帳の出生届出済証明書、出生届受理証明書、戸籍抄本等のコピー)を提出してください。海外での出産の場合は、「健康保険出産育児一時金支給申請書」「出生証明書(翻訳文添付)」「海外出産における確認書」を提出してください。被保険者は、出産手当金の申請も別途行ってください。出生児を被扶養者にする場合は、同時に「健康保険被扶養者(異動)届(被扶養者追加)」も提出してください。

健康保険 被保険者 家族 出産育児一時金

死産の場合は、こちらにもご記入ください。(医師・助産師の証明も必ず提出してください)

健康保険証の記号・番号 記号 1000 番号 7777777 名称/氏名 昭和平成 2年 3月 3日 続柄 妻 出生年月日 令和 4年 10月 20日 出生児数 1人 死産児数 人 出産した医療機関等 名称 O△病院 所在地 兵庫県神戸市...

被保険者資格喪失後6ヵ月以内の出産、又は被扶養者認定後6ヵ月以内の出産に対する申請の場合は、ご記入ください。 ※健康保険法第106条又は船員保険法第73条の規定により、1年以上健康保険又は船員保険の被保険者であった方が被保険者資格喪失後、6ヵ月以内に出産された場合、資格を喪失した最後の保険者から出産育児一時金の支給を受けることができることになっています。

[被保険者]被保険者資格喪失後6ヵ月以内に出産することによる申請である場合、資格喪失後に加入している保険者名と記号・番号 [家族]被扶養者認定後6ヵ月以内に出産することによる申請である場合は、その家族が被扶養者認定前に加入していた保険者名と記号・番号

支払金融機関(受取を代理人に委任する場合は委任状も記入) 金融機関名 支店名 預金種別 口座番号 口座名義(カタカナ)

被保険者証の記号番号に代えてマイナンバーにより申請する場合は、備考欄へ記載してください (マイナンバー確認をするため)

備考欄 上記申請内容に誤りが無いことを確認の上、申請します。 令和 4年 10月 24日 郵便番号 676-0000 兵庫県高砂市... 鐘化 健太郎 電話番号 07...

委任状 被保険者 令和 年 月 日 被保険者氏名 給付金の受取を代理人に委任する場合のみご記入ください。 受取代理人(口座名義人) 住所 TEL(日中連絡先) 氏名 続柄

医師・助産師又は市区町村長が証明するところ 医療施設の名称・所在地 医師・助産師名 市区町村長名

※医師・助産師又は市区町村長の証明を受けられない場合は、出生が確認できる書類を添付してください。(母子健康手帳の出生届出済証明書、出生届受理証明書、戸籍抄本等のコピー) ※医療機関等から交付される代理契約に関する文書のコピー及び出産費用の領収・明細書のコピーを添付してください。 ※海外における出産の場合は、出生証明書のコピー、海外出産における確認書の提出が必要です。

医療機関等から交付される代理契約に関する文書のコピーは、直接支払制度を利用しておられないことの確認のため提出していただいています。 出産費用の領収・明細書のコピーは、産科医療補償制度加入医療機関等での出産確認のため提出していただいています。